

## 食品ロス削減推進委員会(概要)

## 1 設置根拠

## 鹿児島市食品ロス削減推進委員会設置要綱

## 第1条

鹿児島市における食品ロスの削減を推進するに当たり、鹿児島市食品ロス削減推進計画の進捗状況の把握や評価を行い、必要に応じて目標や施策の見直しを行うなど、計画の総合的な進行管理を行うために設置

## 2 委員の任期

2年（令和8年7月1日～令和10年6月30日）

## 3 所掌事項

- (1) 計画の総合的な進行管理に関し、意見を聴取すること。
- (2) 計画の見直し等に関し、意見を聴取すること。
- (3) その他鹿児島市の食品ロスの削減推進に関する必要な事項に関し、意見を聴取すること。

## 4 開催実績及び令和8年度予定

| 年度 | 回数  | 開催日           | 開催時間              | 議事内容                                                   |
|----|-----|---------------|-------------------|--------------------------------------------------------|
| R6 | 第1回 | 令和6年10月4日     | 10時00分<br>～11時30分 | ①令和6年度実施予定事業<br>②フードシェアリングサービスの導入                      |
| R7 | 第1回 | 令和7年8月27日     | 10時00分<br>～11時30分 | ①令和6年度及び令和7年度実施事業<br>②目標の進捗状況                          |
| R8 | 第1回 | 令和8年8月26日     | 10時30分<br>～12時00分 | ①令和7年度及び令和8年度実施事業<br>②目標の進捗状況<br>③鹿児島市食品ロス削減推進計画(改訂素案) |
|    | 第2回 | 【予定】令和8年11月下旬 |                   | ①鹿児島市食品ロス削減推進計画(改訂素案)への意見への対応状況及びパブリックコメント             |
|    | 第3回 | 【予定】令和9年2月上旬  |                   | ①鹿児島市食品ロス削減推進計画の改訂素案に係るパブリックコメント手続きの実施結果及び改訂案          |

## ○鹿児島市食品ロス削減推進委員会設置要綱（抜粋）

（設置）

第1条 鹿児島市における食品ロスの削減を推進するに当たり、鹿児島市食品ロス削減推進計画（以下「計画」という。）の進捗状況の把握や評価を行い、必要に応じて目標や施策の見直しを行うなど、計画の総合的な進行管理を行うため、鹿児島市食品ロス削減推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 計画の総合的な進行管理に関し、意見を聴取すること。
- （2） 計画の見直し等に関し、意見を聴取すること。
- （3） その他鹿児島市の食品ロスの削減推進に関する必要な事項に関し、意見を聴取すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 事業者を代表する者
- （3） 公募に応じた者
- （4） その他市長が必要と認める者

（委員長等の設置及びその職務）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

3 委員長は、災害その他の事由により、委員又は前項の委員以外の者（以下「委員等」という。）が会議の開催場所に参集することが困難であると認めるときその他相当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法又は書面により意見を表明する方法（以下「オンラインによる方法等」という。）により会議を開くことができる。

4 オンラインによる方法等で会議に参加した委員等は、会議に出席したものとみなす。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、環境局資源循環部資源政策課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。